省　令

○法務省厚生労働省令第一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十七号）の施行に伴い、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

厚生労働大臣　田村　憲久

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則（平成十七年法務省厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

附　則

この省令は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第十一号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第一条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ニ中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第二条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号ニ中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第三条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号ニ中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第六号ニ中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第一条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ニ中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第二条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号ニ中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第三条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号ニ中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第六号ニ中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

附　則

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。